

静岡県告示第652号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和7年10月3日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 区域の名称

千代日向No.2 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡市	区町	大字	字	地番
静岡市	葵区	千代一丁目	原田	次に掲げる地番の土地に存する標柱12号から15号までを順次結んだ線、標柱15号と昭和56年3月31日静岡県告示第351号で指定した標柱1号を結んだ線、同告示で指定した標柱1号と11号を結んだ線、同告示で指定した標柱11号と標柱16号を結んだ線、標柱16号と17号を結んだ線及び標柱12号と17号を結んだ線に囲まれた土地の区域。
				158－5 12号
				157－1 13号
				664－18 14号
				663－1 15号
				208－27 16号
				209－5 17号